

碧南市共同募金委員会顕彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、共同募金運動の増進に寄与し、功績顕著なものに対し本会会長がこれを顕彰するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状の対象)

第2条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会長が贈呈する。

- (1) 個人で、単年度において1万円以上3万円未満の篤志寄付者
- (2) 法人・団体で、単年度において3万円以上7万円未満の篤志寄付者
- (3) 前各号のほか、会長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、感謝状の対象から除くものとする。

- (1) 中央共同募金会の表彰状又は感謝状を受けるもの
- (2) 愛知県共同募金会の表彰状又は感謝状を受けるもの

(顕彰の期日)

第4条 顕彰は随時行うことができることとする。

(被贈呈者の決定及び報告)

第5条 感謝状の被贈呈者は、会長が決定することとし、運営委員会にその旨を報告するものとする。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。